

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
		仙病－８－３号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託	作成	令和４年 １月 ７日	
	変更	令和７年 １月 ２日 １５日	
	作成部隊等名	自衛隊仙台病院	

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊仙台病院（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付加作業を行うものである。

病院において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表 1 のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

2 役務に関する要求

2.1 作業期間

調達要領指定書による。

2.2 作業日程

調達要領指定書による。

2.3 作業の条件

2.3.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、次による。

a) 日々の作業において、現場責任者を 1 名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第 1 「自衛隊仙台病院隊員食堂における食器洗浄人員の配置」を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。

b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに、事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。
 - 1) 作業用被服類，食器洗浄及び食堂清掃作業に必要な消耗品
 - 2) 保健衛生用消耗品
 - 3) その他，官側の準備するもの以外全て
別紙第2「年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）」
- d) 器材などの使用に当たっては，次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は，受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検，使用後の点検・手入れによって，器材の故障を未然に防止する。
なお，施設及び器材などの維持，修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本役務の実施に伴い，故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は，速やかに監督官又は検査官に報告するとともに，受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材などは，本業務以外に使用してはならない。

2.3.2 作業従事者の服務

作業従事者の自衛隊仙台病院内における一般的な遵守事項は，隊員に準ずるものとする。

2.3.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は，次による。

- a) 日本国籍を持ち，心身ともに作業に支障のない者。
- b) 現場責任者は，勤務時間中，常時青腕章などを装着し，所在を明確にする。

2.4 作業の内容

2.4.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機，洗剤などを使用して洗浄し，食器かごなどに分類・整理して収納の上，指定の場所に格納する。この際，食器かご，食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- b) 配食後の食缶類を水槽，洗剤などを使用して洗浄し，指定の場所に格納する。
この際，保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機，水槽，その他洗浄に使用した器材・用具は，使用後に洗浄・手入れし，指定の場所に格納する。
- d) 喫食後発生した残飯は，所定の生ごみ処理機へ投入するとともに，残飯置き場を清掃する。
- e) 作業終了後，食器洗浄室を清掃する。

2.4.2 食堂（事務室，厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後，食卓，椅子，食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後，食堂の床，ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) 作業終了後，清掃器材・用具を手入れし，指定の場所に格納する。

2.5 作業量

2.5.1 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は、表 1 を基準とする。

表 1－種類及び数量

		項 目					
種 類		1 日当たりの平均予定数量					
		診療（開院）日			休診（休診予想）日		
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食
食器類	飯 わ ん 類	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
	汁 わ ん	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
	菜皿又は洋皿	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
	小 皿	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
	小 鉢	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
	湯 の み	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
	盆	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
	は し 類	50 個	100 個	50 個	30 個	30 個	30 個
食缶類	食缶（飯用）	2 個	4 個	2 個	2 個	2 個	2 個
	食缶（汁用）	2 個	4 個	2 個	2 個	2 個	2 個
	食缶（菜用）	2 個	8 個	4 個	4 個	4 個	4 個
注 記		1 飯わん類とは、飯わん、どんぶり、カレー皿等 2 はし類とは、はし、フォーク、スプーン、調理器具等					

2.5.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は、表 2 を基準とする。

表 2－面積及び食卓等の数量

区分	面積	区分	数量
隊員・患者食堂	147.42 m ²	食 卓	18 台
各 配 膳 室	45.10 m ²	椅 子	72 脚
食 器 洗 浄 室	27.30 m ²	食 卓 備 付 品	18 組
残 飯 置 き 場	1.56 m ²	配 膳 車 等	6 台

2.5.3 作業開始時刻及び終了時刻は、表 3 を基準とする。

表 3－作業開始時刻及び終了時刻

区 分	開始時刻	終了時刻
朝 食 作 業	9 時 0 0 分	1 1 時 0 0 分
昼 食 作 業	1 1 時 0 0 分	1 3 時 0 0 分
夕 食 作 業	1 4 時 3 0 分	1 8 時 3 0 分

2.6 その他

作業の内容、作業量、作業開始時刻及び終了時刻については、日々の監督官が作業の都度、指示する。

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間，作業要領などについて監督官から調整を受けた場合は，現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 各食の作業が終了したときは，検査官から表 4 の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

表 4－判定基準

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立，予定喫食者数及び配置基準等に基づき，業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認，指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか。 業務に必要な衛生用消耗品の準備状況，作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。
朝，昼，夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき，食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか。
		指定した数量の食器、食缶等を，時間内に洗浄したか。
朝，昼，夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき，食器洗浄室，食卓，椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか。
朝，昼，夕各食の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき，器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

4 その他の指示

4.1 衛生に関する事項

- a) 安全な給食を安定供給するため，次に掲げる法令等を遵守する。この際，以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。
 - 1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
 - 2) 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）
 - 3) 食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）
 - 4) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号別添）
- b) 作業従事者に係る食中毒などが発生し，損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には，受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は，官側がマニュアル別紙に示す従業者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し，不適格と指示した者は，就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の，新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）に基づくとともに，PCR 検査等に必要な検査費用等は，受託者の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表 5 のとおりとする。

表 5—提出書類一覧

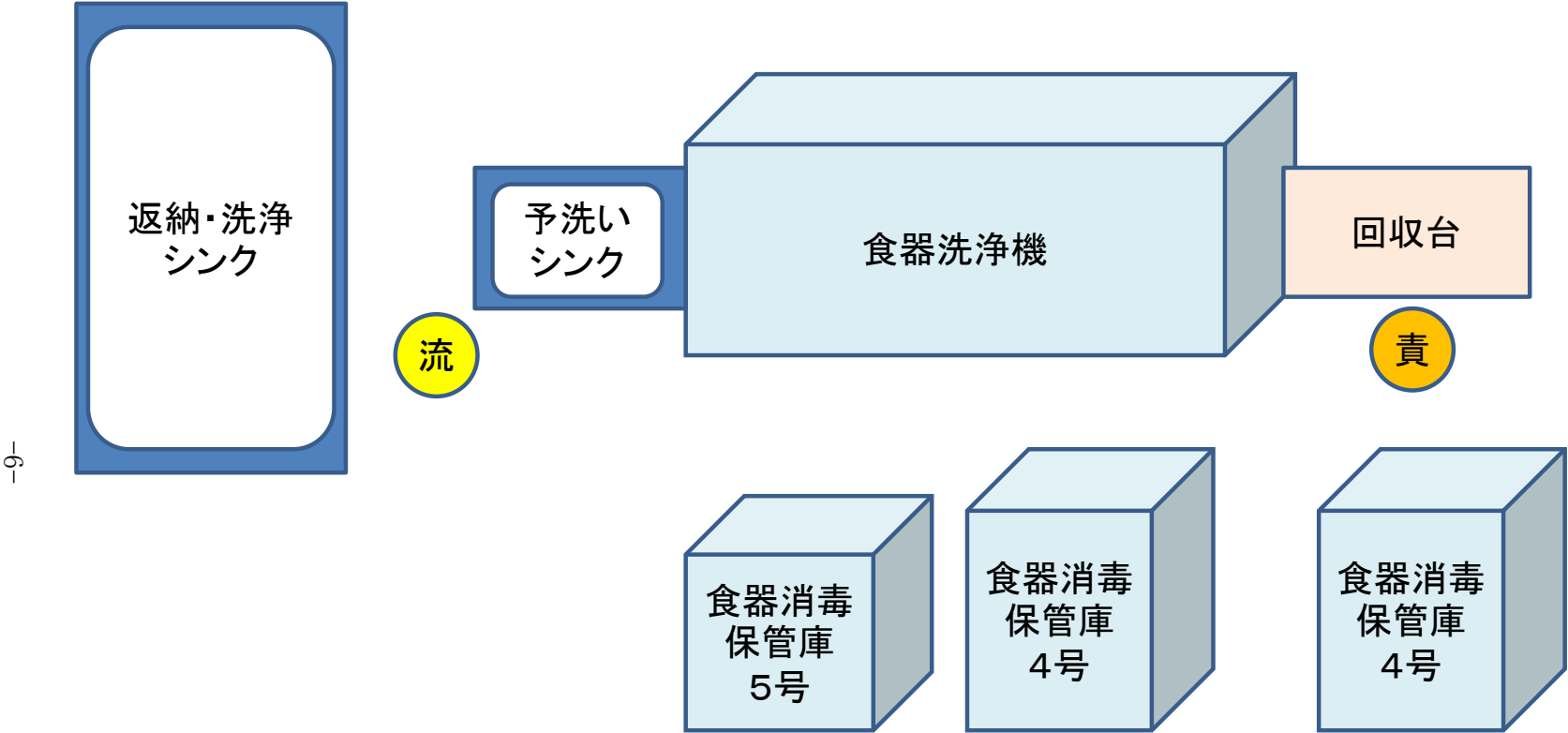
提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
作業従事者一覧	年 1 回	業務開始 10 日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者菌 検索結果	月 1 回 以上	毎月 20 日まで (ただし、受託 年度 4 月分は業 務開始の 10 日 前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血 性大腸菌症検査を含めるこ と。また、10 月から 3 月ま での間にはノロウイルスの 検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結 果を提出 3 従事者に変更があればそ の都度提出する。
作業従事者勤 務割振表 (勤務予定表)	月 1 回	翌月分を前月 20 日まで	1 受託年度 4 月分は業務開 始の 10 日前まで 2 従事者の変更の都度提出 し、官側の確認を受けるもの とする。
作業完了届	月 1 回	当月分を翌月 5 日まで	作業の完了届は、官側があらか じめ定める期間の終了時に官 側の定める様式により行うもの とする。

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

4.3 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

自衛隊仙台病院隊員食堂における食器洗浄人員の配置(基準)



主要任務等	人員	総合計
責 現場責任者(全般指示、回収台で洗浄した食器をかごに入れ、食器消毒保管庫へ格納)	1名	2名
流 返納シンクから予洗いシンクに食器を移動し、予洗いしたのち、食器洗浄機へ流し入れ担当	1名	

※ 診療(開院)日昼食時は2名で作業することを基準とする。

年間を通じて必要となる消耗品のリスト（基準）

区分	N o	品 名	年間所要量	単位	規 格	備 考
被服類	1	調理用白衣	2	着	半 袖	1 人あたり
	2	調理用白衣	2	着	長 袖	1 人あたり
	3	調理用ズボン	2	着		1 人あたり
	4	ビニール前掛け	1	着	胸当て付ロング	1 人あたり
	5	ゴム手袋	4	双	ロング	1 人あたり
	6	白長靴	2	足	白色、耐油性	1 人あたり
	7	調理帽子	2	個	白 色	1 人あたり
食器洗浄・清掃作業に必要な消耗品	8	食器用中性洗剤	1 2	本	1 8 0	
	9	食器用漂白剤	1 2	本	メラミン食器対応、2 k g	
	1 0	洗濯用洗剤	2	本	5 k g	
	1 1	食器洗いスポンジ	3 0	個	標準型	
	1 2	食器洗浄機用洗剤	1 2	本	2 3 k g (ズームイト N P L 2 3、2 3 K G X 1)	

調 達 要 領 指 定 書	発 簡 番 号	仙病総第 号
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年12月23日
	作 成 部 課	総務部給食課
	作 成 年 月 日	令和7年12月15日
品 名	食器洗淨及び清掃作業部外委託	
仕 様 書 番 号	仙病－8－3号	
指 定 事 項	食器洗淨及び清掃作業部外委託仕様書中,2.1 作業期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間とし,2.2 作業日程は,別添「令和8年度食器洗淨等作業役務日程表」のとおりとする。	

令和8年度食器洗浄等作業役務日程表(予定)

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		
勤務日数：30 診療(開院)日：18 休診日：9 休診予想日：3						

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
勤務日数：31 診療(開院)日：17 休診日：13 休診予想日：1						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
勤務日数：30 診療(開院)日：22 休診日：8 休診予想日：0						

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
勤務日数：31 診療(開院)日：22 休診日：9 休診予想日：0						

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					
勤務日数：31 診療(開院)日：16 休診日：11 休診予想日：4						

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			
勤務日数：30 診療(開院)日：19 休診日：11 休診予想日：0						

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
勤務日数：31 診療(開院)日：21 休診日：10 休診予想日：0						

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					
勤務日数：30 診療(開院)日：19 休診日：11 休診予想日：0						

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		
勤務日数：31 診療(開院)日：19 休診日：8 休診予想日：4						

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						
勤務日数：31 診療(開院)日：19 休診日：12 休診予想日：0						

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						
勤務日数：28 診療(開院)日：18 休診日：10 休診予想日：0						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			
勤務日数：31 診療(開院)日：22 休診日：9 休診予想日：0						

令和8年度総日数：365 日
勤務日数：365 日
(診療(開院)日合計)：232 日
(休診日合計)：121 日
(休診予想日合計)：12 日

※ 長期休暇等に伴う平日の休診が予想される日